

特許	判決年月日	令和6年5月14日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10098号		
<p>○ 発明の名称を「衣料用洗浄剤組成物」とする特許発明について、当業者は引用発明及び出願日当時の周知技術に基づき、当該特許発明と当該引用発明との相違点に係る構成を導くことを容易に想到することができたものといえ、かつ、当該特許発明が奏する効果は当該特許発明の構成から当業者が予測することのできた範囲を超える顕著なものであったとは認められないとして、特許無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例</p>				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第6718777号

(審決) 無効2022-800049号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「衣料用洗浄剤組成物」とする本件発明1及び3ないし5についての特許無効審判請求を不成立とした審決(本件審決)の取消訴訟である。

原告は、審判段階で、無効理由として、引用発明に基づく新規性の欠如及び進歩性の欠如並びにサポート要件違反を主張したが、本件審決は、いずれの無効理由も認められないと判断した。

原告は、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。原告が主張する取消事由は、新規性の判断の誤り、進歩性の判断の誤り、サポート要件違反の有無に関する判断の誤りである。

2 本判決は、新規性及びサポート要件違反の有無の判断については、本件審決に誤りがあるとは認められないとしたが、進歩性については、当業者は引用発明及び出願日当時の周知技術に基づき、本件発明1と引用発明との相違点に係る構成を導くことを容易に想到することができ、かつ、当該特許発明が奏する効果は当該特許発明の構成から当業者が予測することのできた範囲を超える顕著なものであったとは認められないとして、本件発明1の進歩性に関する本件審決の判断は誤りであり、本件発明1に係る判断を前提とする本件発明3ないし5の進歩性に関する本件審決の判断も誤りであるとして、本件審決を取り消した。

進歩性に関する本判決の判断は、概要以下のとおりである。

(1) 本件発明1のノニオン界面活性剤である(G)成分につき、①一般式(I I)で表される化合物に含まれるアルキル基の炭化水素は炭素数12及び14の天然アルコール由来のものであるのに対し、引用発明に含まれるノニオン界面活性剤では、アルキル基において、偶数の炭素からなる直鎖の炭化水素基を有する天然アルコール由来の

ものと、炭素数が奇数であるか又は分枝鎖の炭化水素基を有する合成アルコール由来のものとの両方を利用することができる点、並びに②当該成分の含有量（含有割合）が異なる点が、本件発明1と引用発明の相違点として存在する（相違点2）。

しかし、洗剤に用いるアルコールエトキシレートにおけるアルキル基の原料として、天然アルコールと合成アルコールが同様に用いられており、近年は天然アルコールが多く用いられるようになってきたことが、出願日当時の技術常識であったと認められる上、天然アルコール由来の炭化水素と合成アルコール由来の炭化水素とで、どちらか一方が他方より衣料用洗浄剤の組成物に適しているとの技術常識があったとは認められないから、アルコールエトキシレートのアルキル基の炭化水素の原料として天然アルコールを用いることは、当業者が当然に想起するものである。

また、本件発明1と引用発明のノニオン界面活性剤の成分の含有量については、引用発明において特定された範囲内で含有量を規定することは、当業者の設計事項にすぎない。

したがって、引用発明において、相違点2に係る構成を導くことは、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に想到することができたものといえる。

- (2) 本件発明1のアミノカルボン酸型キレート剤である（C）成分と、引用発明において当該成分に相当する「MGDA」とは、含有量が異なるが（相違点1）、特定された範囲内で含有量を規定することは当業者の設計事項であるから、その含有量を、引用発明における含有量の範囲内で検討し、本件発明1の含有量にすること（相違点1に係る構成を導くこと）は、当業者が容易に想到することができたものといえる。
- (3) 本件発明1のアニオン界面活性剤である（A）成分と（C）成分との質量比（A/C比）と、引用発明におけるアニオン界面活性剤と「MGDA」との含有量比は、その値（範囲）が異なるものの（相違点3）、上記(2)のとおり、引用発明において、「MDGA」の含有量を本件発明1の含有量にすることは当業者の設計事項にすぎず、アニオン界面活性剤の含有量についても、引用発明における含有量の範囲内で当事者が適宜設定し得る事項であって、（A）成分と（C）成分を引用発明に記載の含有量の数値範囲内で設定した結果として、A/C比を本件発明1で規定された範囲内の値にすること（相違点3に係る構成を導くこと）も、当業者にとって格別の創意工夫を要するものであるとは解されず、当業者が容易に想到することができたものといえる。
- (4) 本件発明1の効果、とりわけその程度が、予測できないものであるかについては、本件出願日当時、本件発明1の構成が奏するものとして当業者が予測することができなかったものか否か、当該構成から当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであるか否かという観点から検討すべきである。

本件特許発明に係る明細書には、実施例による防臭効果の評価が記載されているが、これによると、本件発明1に規定された組成を充足する実施例は、一定の防臭効果が得られているが、その効果が明らかに優れたものとはいえず、本件発明1の組

成物に当たらない実施例の防臭効果より優れているとも認められない。したがって、本件発明 1 による効果が、引用発明における相違点 1 ないし 3 に係る発明特定事項を適用した場合に奏するものとして当業者が予測することのできた範囲を超える顕著なものであるとは認められない。

- (5) 以上によれば、本件発明 1 の引用発明に対する進歩性に関する本件審決の判断は誤りであり、本件発明 1 は特許法 29 条 2 項により特許を受けることができない発明である。

本件審決は、本件発明 3 ないし 5 について、これらの発明が、本件発明 1 を直接又は間接に引用し、さらに特定事項を加えたものであることを前提として、本件発明 1 と同様、特許法 29 条 2 項により特許を受けることができない発明ではないと判断したが、本件発明 1 の進歩性に関する本件審決の判断が誤りであることから、本件発明 3 ないし 5 に関する上記判断も誤りである。